

## 宿泊施設用

### 留寿都村における宿泊税導入の検討に関するアンケート

留寿都村では、現在宿泊税の導入について検討を行っています。

宿泊税は、村内の宿泊施設に宿泊する方に対して税（1人1泊 100～500円程度の定額又は宿泊料金に対して2%程度の定率）を課し、その税を財源として村内の観光振興に役立てるものです。

このアンケート調査の結果は、留寿都村における宿泊税導入に関する検討のみに使用し、他の目的には使用しません。また、集計資料等を公表することがありますが、個々の回答者が特定されるような公表は行いません。

#### 1 貴施設について伺います。

(1) 施設の種別について教えてください。

- 1 ホテル    2 旅館    3 簡易宿泊所    4 民泊

(2) 宿泊料金の設定方法について教えてください。

- 1 1人当たりの宿泊料金を定めている  
2 建物又は部屋毎に宿泊料金を定めている（コンドミニウム方式）  
3 1と2の併用

(3) 可能な範囲で次の宿泊料金の区分に該当する部屋の室数及び延べ宿泊者数について教えてください。

※宿泊料金につきましては、年間若しくは月平均など把握できる範囲でお答えください。

#### 【部屋の室数】

宿泊料金（1人1泊又は1部屋あたり）	左記料金に該当する部屋の室数
5,000円未満	室
5,000円以上8,000円未満	室
8,000円以上10,000円未満	室
10,000円以上15,000円未満	室
15,000円以上20,000円未満	室
20,000円以上50,000円未満	室
50,000円以上	室
合計	室

### 【延べ宿泊者数】

宿泊料金（1人1泊あたり）	延べ宿泊者数（令和4年度）
5,000円未満	人
5,000円以上8,000円未満	人
8,000円以上10,000円未満	人
10,000円以上15,000円未満	人
15,000円以上20,000円未満	人
20,000円以上50,000円未満	人
50,000円以上	人
合計	人

(4) 令和4年度の宿泊料金収入の合計（年間売上額）を教えてください。（およその金額で構いません。）

	円
--	---

## 2 宿泊税を導入した場合の影響について伺います。

(1) 宿泊税を導入した場合、宿泊者数などに影響があると思いますか。

- 1 ほとんど影響はない
- 2 税を財源として観光施策の充実が図られれば影響はない
- 3 多少影響がある
- 4 かなり影響がある
- 5 わからない／何とも言えない

## 3 宿泊税の本村の独自課税の導入について伺います。

現在、北海道も新たな観光振興財源として宿泊税の導入を検討しています。

(1) 留寿都村が北海道とは別に宿泊税を導入することについてどう思いますか。

- 1 留寿都村で課税し、留寿都村の観光振興施策に活用した方がよい。
- 2 留寿都村では課税せず、北海道が検討している宿泊税を活用し、広域的な観点からの観光施策を実施した方がよい。
- 3 わからない／何とも言えない

#### 4 宿泊税の税額について

(1) 他自治体の宿泊税では、次のとおり宿泊料金により税率（税額）が異なる仕組みとなっています。このことについて、ご意見をお聞かせください。

	福岡市	北海道（案）	倶知安町
税率（税額）	1人1泊について宿泊料金が 20,000円未満：200円 20,000円以上：500円	1人1泊について宿泊料金が 20,000円未満：100円 20,000円以上50,000円未満：200円 50,000円以上：500円	宿泊料金に対し2%

- 1 段階的定額制（福岡市、北海道）による導入がよい。
- 2 定率制（倶知安町）による導入がよい。
- 3 宿泊料金による区分を設けない方（定額制）がよい。

#### 5 宿泊税の課税免除について

(1) 他自治体の宿泊税では、次のとおり宿泊料金により金額で課税免除としている場合があります。このことについて、ご意見をお聞かせください。

	大阪府	赤井川村（案）
税率（税額）	1人1泊について宿泊料金が <u>7,000円未満：0円</u> 7,000円以上15,000円未満：100円 15,000円以上20,000円未満：200円 20,000円以上：300円	1人1泊について宿泊料金が <u>8,000円未満：0円</u> 8,000円以上20,000円未満：200円 20,000円以上：500円

- 1 宿泊料金により課税免除を設けた方がよい。
- 2 宿泊料金により課税免除を設けない方がよい。
- 3 わからない／何とも言えない

※（1）で「1 課税免除を設けた方がよい」と答えた方に伺います。

（2）課税免除を設ける場合、何円未満がよいと思いますか。

	円
--	---

## 6 宿泊税の使い道について伺います。

(1) 宿泊税の使い道として望ましいと思うものを教えてください。(複数回答可)

- 1 宿泊施設、宿泊事業者へのインバウンド対応等への支援(補助金)
- 2 景観、案内看板及び多言語案内の整備
- 3 観光協会への支援(運営財源)
- 4 観光客の増加に伴うゴミ処理費用や上下水道整備費用への充当
- 5 観光PRや観光案内所の充実
- 6 観光地の公衆トイレの整備(洋式化やバリアフリー化、リニューアル等)
- 7 観光客のための災害対応の充実
- 8 観光地のWi-Fiの整備
- 9 二次交通の充実(バス・タクシー・循環バス等の整備)
- 10 道の駅等の観光施設のリニューアル
- 11 その他

※上記以外でご提案がありましたらお答えください。

--

## 7 その他ご意見

(1) その他宿泊税導入や観光振興についてなどご意見がありましたらご自由にお答えください。

--

貴施設名	
貴事業者名	
ご担当者名	
連絡先(電話番号)	
e-mailアドレス	

ご協力ありがとうございました。

### 【アンケートに係るお問合せ先】

留寿都村役場 企画観光課商工観光係

担当：吉井

電話：0136-46-3131

e-mail：s-kikaku@vill.rusutsu.lg.jp